

令和 7 年度 東部エリア花壇管理業務委託 実施要領
公募型プロポーザル

令和 7 年 1 月
公駆財団法人 神戸市公園緑化協会

1. 業務名称

東部エリア花壇管理業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1)事業目的と概要

本業務は「花のプロムナード」「ふれあい花壇」等の花壇に一年草・宿根草等を組み合わせて植栽し、四季を通じて植物を観賞できる花壇として管理するだけでなく、植物を美しく見せるために周辺の樹木等の管理もあわせて行い、高質な都市景観の形成を図るとともに、民間事業者の知識経験や創意工夫を活かした良好な市民サービスを提供するため、委託業務の事業者を公募により選定し、花壇を常に良好な状態に維持管理することを目的とする。

(2)業務内容

- ・花壇管理業務
- ・維持管理業務

※詳細は別添 仕様書・エリア位置図・数量総括表 参照

※基数、個数、植栽内容等は図面と現況で異なる場合がある。

(3)履行場所

東灘区 (JR 摂津本山駅前)、灘区 (JR 六甲道駅前)、中央区 (みどりと彫刻のみち)

兵庫区 (湊川公園)

(4)事業規模 (契約上限金額 (消費税含む))

総額 ¥10,949,400-

R7 年度 ¥5,474,700-

R8 年度 ¥5,474,700-

※次年度以降、神戸市から本協会への委託金額に減額があった場合、飾花レベルや箇所等の調整を行い、契約上限金額変更を行う。

(5)契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 (最長 2 年)

※ただし、毎年度当該業務の履行状況について審査を行い、業務継続の承認を得た場合、契約期間内において履行継続契約を締結するものとする。

(6)費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に全て含まれるものとし、本協会は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1)契約方法

2 年間の委託契約を締結する。契約内容は本協会と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、応募提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約を締結しないことがある。

(2)委託料の支払い

- ・1年間の業務終了後に受託者の請求に基づき支払うものとする。
- ・但し、事業の進捗に応じ中間払いを可能とする。支払い回数は精算を除き、委託期間中、年度毎に3回までとする。その際は当該期間の作業報告書を提出し、監督員の承認を得るものとする。

(5)契約書案

別添【頭書及び委託契約約款】参照

(4)その他

- ・仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、必要に応じて内容を変更することがある。それにより、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積金額と異なる場合がある。
- ・契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた時は契約解除を行う。
- ・本協会が求める業務水準を下回る業績や社会的信用を損なう行為など、本業務を担うものとしてふさわしくないと判断した場合には契約解除を行う場合がある。
- ・契約年度において、当該契約にかかる予算の減額及び削減があった場合は契約を締結しない場合がある。

4. 応募資格等に関する事項

応募者は「単体」又は「共同事業体」とし、参加表明の日（参加表明書を事務局が受け付けた日）から契約締結の日までの期間において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。共同事業体の場合は、その構成員全員が次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2)令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品）を有すること。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4)企画提案時に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5)次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6)国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと
- (7)神戸市内に事業所（本店、若しくは支店等）を有すること。

※なお、本業務の履行にあたって再委託を必要とする場合は、できる限り神戸市内の再委託業者に発注するように配慮すること。

- (8)単体として応募する場合、他の共同事業体に参加していないこと。一つの団体が複数の共同事業体に参加して応募していないこと。
- (9)建設工事業許可を有すること（法人資格）
- (10)共同事業体として応募する場合は以下の書類を提出すること。
共同事業体結成届出書（別紙1）、共同事業体協定書（別紙2）
委任状（別紙3）、各社会社概要（別紙4）

5. スケジュール

(1)公募開始	令和7年1月15日(水)
(2)実施要領配布	令和7年1月15日(水)から1月30日(木)
(3)エントリーシートの提出期限	令和7年1月31日(金)17時まで
(4)参加資格決定通知	令和7年2月4日(火)
(5)質問受付締切	令和7年2月7日(金)17時まで
(6)質問に対する回答	令和7年2月12日(水)
(7)企画提案書提出期限	令和7年2月28日(金)17時まで
(8)説明（プレゼンテーション）	令和7年3月上旬
(9)選定結果通知	令和7年3月上旬
(10)事前協議	令和7年3月中旬
(11)契約締結・事業開始	令和7年4月1日(火)
(11)事業完了	令和9年3月31日(水)

6. 応募手続き等に関する事項

(1)実施要領の配布

ア 配布期間	令和7年1月15日(水)から令和7年1月30日(木)
イ 配布方法	本協会ホームページ(https://www.kobe-park.or.jp/)より ダウンロード ※郵送による配布は行いません。

(1)参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	令和7年1月15日(水)から令和7年1月31日(金)17時まで 持参の場合は土日祝を除く9時～12時、13時～17時
イ 提出書類	参加表明書（エントリーシート） ※別紙5
ウ 提出方法	電子メールにてPDF形式で提出 ⟨ hanamidori@kobe-park.or.jp ⟩
エ 提出部数	1部
オ 提出場所	神戸市中央区諫訪山町2-8 公益財団法人 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室

- カ 参加資格決定通知 令和7年2月4日(火)に電子メールにより通知する。
キ 辞退 参加表明後、提出期限までに書類の提出を行わなかった場合は辞退したものとして取り扱う。

(2)質問の受付

- ア 受付期間 令和7年1月15日(水)から令和7年2月7日(金) 17時まで
イ 提出方法 質問票（別紙6）に記載し電子メールにより提出すること。
ウ 回答 参加全社に対し令和7年2月12日(水)に電子メールにて回答する。

(3)企画提案書の提出

- ア 企画提案書はA3版とし、別添【令和7年度 花壇管理業務 飾花企画書作成要領】に指定する
おりとする。
※審査は会社名を伏せて行う為、会社名や会社名が容易く推測される表記は避けること。
イ 受付期間 令和7年2月5日(水)から令和7年2月28日(金)17時まで。
ウ 提出部数 4部
エ 提出場所 公益財団法人 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室
神戸市中央区諏訪山町2-8

7. 選定に関する事項

(1)選定基準

- 審査は次に示す観点から総合的に公平且つ客観的に行うものとする。
- ア 実施方針 【5点】
イ 実施体制 【30点】
ウ 実施内容 【50点】
エ 價格（見積金額）【10点】
オ 神戸市内に事業所（本社・もしくは支店等）を設置している 【5点】 合計100点

(2)選定方法

- ア 本企画提案の審査は花壇管理業務委託選定委員会が行う。
イ 選定委員会は審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、各委員の評価点の平均点が最も高い応募者を受託予定者として選定する。
ウ 審査はプレゼンテーション形式で行う。
①開催日時 令和7年3月上旬
②場所 神戸市中央区諏訪山町2-8 緑花事業推進室 2階
③内容・方法 プロジェクターを使用した対面審査
④発表時間 1社10分以内
エ 受託予定者と仕様書及び契約価格その他の条件について合意に達しない場合には、次に得点の高かった応募者を受託予定者として決定する。

- オ 評価点の最も高い事業者が複数いる場合、選定委員会での協議により予定事業者を決定する。
- カ 応募が1社のみであってもプロポーザルは成立するものとし、審査・選定を行うものとする。
- キ 全委員の平均点が60点に満たない場合は要求水準を満たさないと判断し、契約を行わない。

(3)失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4)選定結果の通知及び公表

審査結果は決定後速やかに全ての応募者へ通知する。また、選定結果については当協会のホームページに掲載する。その際、選定した事業者名と点数、次点事業者の点数を掲載する。
なお、個別の審査内容、選考過程等の内容に関する問合せには回答しない。

8. その他

(1)応募に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等応募書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は当協会情報公開要綱に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書等応募書類の返却は行わない。
- エ 提出された企画提案書等応募書類は審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（当協会情報公開要綱に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の企画提案書等応募書類の提出、差し替え等は認めない。
- カ 企画提案後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。
- キ 応募書類の著作権は応募者に帰属する。
- ク 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。

(2)提出先・問合せ先

〒650-0006 神戸市中央区諏訪山町2-8
公益財団法人 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室
電話番号:078-351-6756
電子メール hanamidori@kobe-park.or.jp

別紙1

令和 年 月 日

公益財団法人 神戸市公園緑化協会理事長 あて

共同事業体結成届出書

共同事業体名

代表者 所 在 地

団 体 名

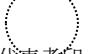
代表者名


代表者印

件名 令和7年度東部エリア花壇管理業務委託

上記件名の公募に参加するため、共同事業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で定めましたので、届け出ます。

なお、当該件名の委託事業者に指定された場合は、各構成員は東部エリア花壇管理業務委託の委託事業者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帶して保証します。

共同事業体	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	 代表者印
共同事業体の構成員 (共同事業体の代表者含む)	所 在 地 商号又は名称 代表者名	 代表者印
	所 在 地 商号又は名称 代表者名	 代表者印
	所 在 地 商号又は名称 代表者名	 代表者印
共同事業体の成立、解散の時期及び存続期間	委託契約締結の日から委託契約終了の日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の委託事業者とならなかったときは、当該指定を受けることができなかつた日に解散するものとします。また、当共同事業体の構成団体の加入、脱退又は除名については、事前に 公益財団法人 神戸市公園緑化協会の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
代表者の権限	1 公募の申請に関する件 2 公益財団法人 神戸市公園緑化協会との委託契約に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 その他契約に関する件	
その他	1 本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決するものとします。	

(備考) 共同事業体の構成員の数が4以上になる場合は、この様式に準じて様式を作成すること

別紙2

令和7年度東部エリア花壇管理業務委託 共同事業体協定書 (例)

(目的)

第1条 当同事業体は、次の各号の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- (1) 東部エリア花壇管理業務委託
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当同事業体は、××同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を神戸市△△区○○町1丁目1番1号に置く。

(成立、解散の時期及び存続期間)

第4条 当事業体は、公益財団法人 神戸市公園緑化協会との東部エリア花壇管理業務委託契約締結日に成立し、当該委託契約終了日までの間は、解散することができない。

2 委託事業者に選定されなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該選定を受けることができなかつた日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

神戸市△△区○○町1丁目1番1号	□□株式会社
神戸市△△区○○町1丁目1番1号	□□株式会社
神戸市△△区○○町1丁目1番1号	□□株式会社

(代表者)

第6条 当事業体の代表者は、第8条の運営委員会で選任するものとする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、本事業に関し、当事業体を代表して、公益財団法人 神戸市公園緑化協会及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託事業費の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は構成員全員を持って運営委員会を開き、事業の執行に当たるものとする。

2 運営委員会の議事は、多数決により決する。

(構成員の職務分担及び責任)

第9条 構成員は、第1条の事業の履行に関し、別記の職務分担表に基づき職務を分担するとともに、当事業体に連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、事業年度毎に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第9条に規定する責任の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第9条に規定する責任の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業中における構成員の脱退等に対する措置)

第15条 構成員は、公益財団法人 神戸市公園緑化協会及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が事業を完了する日までは脱退又は除名することができない。

2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者又は除名された者がある場合においては、残存構成員が当事業体に共同連帶して事業を執行する。

(事業中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当事業体が解散した後においても、当該事業につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印

別紙3

委任状
令和 年 月 日

公益財団法人 神戸市公園緑化協会 理事長あて

共同企業体

共同企業体構成員 所在地
商号または名称
代表者名 

共同企業体構成員 所在地
商号または名称
代表者名 

共同企業体構成員 所在地
商号または名称
代表者名 

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、公益財団法人
神戸市公園緑化協会との契約について、次の権限を委任します。

受任者 共同企業体代表者 所在地
商号または名称
代表者名

委任事項

- 1 契約に関すること
- 2 保証金または保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 3 支払金の請求及び領収について
- 4 支払期日のきた利札の請求及び領収について

受任者印鑑


会 社 概 要

商号又は名称			
本社所在地			
代表者			
設立年月日		資本金(千円)	
沿革			
従業員数 (代表者除く)			
組織図			
主な業務内容			
環境対策に関する取り組み(実施している場合)			

別紙 5

(公財) 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室 森山・井上あて

〒650-0006

神戸市中央区諏訪山町 2-8 (公財) 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室

TEL : 078-351-6756

電子メール : hanamidori@kobe-park.or.jp

令和 7 年度花壇管理業務委託

プロポーザル参加表明書（エントリーシート）

下記、参加希望エリアに □をつけて、電子メールでご返送ください。

東部エリア

北野・旧居留地エリア

西部エリア

〆切は、 1月 31 日（金）17 時まで です。

○参加資格決定通知、質問等をご連絡する際の連絡先を記入してください。

会社名 : _____

担当者名 : _____

住 所 : 〒 _____

電話番号 : _____

FAX 番号 : _____

携帯電話 : _____

電子メール : _____

令和7年度花壇管理委託業務（東部エリア）

質問票

No.	項目	質問	回答
1			
2			

3			

令和 7 年度 花壇管理業務 飾花企画書作成要領

飾花企画書を作成する際には、以下の注意事項を厳守してください。

以下の内容が遵守されていれば様式は自由とする。

1. 規格

A3 横向き、10 ページ程度とする。

※ページ数が多くなっても加点対象としない。

2. 表紙

「令和 7 年度 花壇管理業務 (○○エリア) 飾花企画書」とわかりやすく記載する。

表紙には、上記タイトル以外は記載しない。(会社名も記載しない)

3. 内容

以下の項目を必ず記載すること。

ア 実施体制

- ・業務体制
- ・業務実績（類似業務の実績（過去 5 年間））
- ・業務責任者の業務実績（過去 5 年間）、保有資格

イ 実施内容

- ・業務計画（業務上の留意点、安全対策）
- ・デザイン（現状の把握、植栽のテーマ（エリア・場所））
- ・植栽計画（植栽する植物（季節ごとに記載）、複数年度を通した計画）
- ・予想される効果、若しくは改善点

ウ その他独自提案

- ・アニバーサリー飾花（最低 2 回、代表的な花壇において四季を感じられるような飾花）
- ・市民への緑花啓発（LivingNatureKobe 含む）、SNS 等情報発信
- ・その他業務の目的に沿った提案

オ 価格（契約期間の総額・年度毎の見積り、及び、その内訳のわかるもの）

4. 実施方法

プロジェクトで行う

事務局にて資料の確認後、PDF かパワーポイントデータを提出すること。

5. その他

- ・イメージをより伝えやすくするため、画像やイラストを積極的に使用すること。
- ・会社名が推察されるような表現は記載しないこと。
- ・その他 項目の追加や参考資料の添付、アピール等は自由とする。

- ・花苗の株数は数量表を目安とするが、内容には多少の増減があつてもよいこととする。また、灌水及び手入れの回数は指定回数で計算すること。極端な増減や神戸の市街地に相応しくないと判断される場合は減点対象となる。
- ・その他企画（提案の有無は自由・提案予算に含むこと）
- ・市民サービスを行う場合は過度な内容は避けること
- ・民有地の使用は不可とする
- ・提案予算に含まない自社努力等あれば記載

(参考) 飾花企画書例



東部エリア花壇管理業務委託 委託契約書

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 業務委託に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	●●●円（うち消費税及び地方消費税相当額●●●円） 事業の進捗に応じ、概算払いを委託期間中に3回まで可能とする。 金額の算出方法については1ヶ月あたり●●●円（うち消費税及び地方消費税相当額●●●円）とし、月数を乗じて算出するものとする。 また、概算払い請求書とともに作業報告書を提出し、本協会の確認を受けるものとする。
2 契約保証金（第3条関係）	なし
3 業務委託の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和7年4月1日から令和8年3月31日 ※ただし、毎年度当該業務の履行状況を審査の上、業務継続の承認を得た場合、最長令和9年3月31日まで延長できるものとする。
4 甲が乙に対し業務委託の履行のために必要な機械器具等、設備等を有償で提供する場合、その金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	なし
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

神戸市須磨区緑台

甲 公益財団法人 神戸市公園緑化協会
理 事 長 鍵本 敦

乙

委託契約約款

令和6年4月1日改正

第1条（総則） 甲は、仕様書、設計図書（別冊の設計書、図面等（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。）及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

- 2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。
- 3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有する旨と定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

第2条（再委託等の禁止） 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。
- 3 甲は、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託の承諾をすることはできない。
- 4 前項の規定に基づき委託業務を再委託する場合、乙は自己が負う義務と同等の義務を再委託先に対して書面にて課すとともに、甲に対して再委託先に当該義務を課した旨を書面により報告し、かつ乙は当該機密情報開示に伴う全責任を負うものとする。また、乙は次項第3号の再委託先からの報告を、第31条（機密保持）第3項の具体的管理状況の報告時にあわせて甲に報告する。
- 5 乙は、前項に加え、乙は再委託先から次の各号の同意を得なければならない。また、乙は、当該同意を得た旨を甲に書面で報告する。
 - (1) 事故発生時には直ちに甲に対しても通知すること
 - (2) 事故再発防止策を協議する際には甲の参加も認めること
 - (3) 再委託先における機密情報の具体的管理状況の報告は、甲の閲覧も可とすること
- 6 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。
- 7 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。
- 8 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第3条（契約保証金） 乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する近郷お又は甲が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の3以上としなければならない。

4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。

5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の3（第4項に該当する場合は100分の10）に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

8 甲はこの約款に特別な定めがある場合を除き、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

第4条（検査） 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市公園緑化協会契約事務手続要綱（以下「要綱」という。）その他の法令に定めるところにより行う。

2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日（委託業務が工事である場合は、14日）以内に行うものとする。

3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日（工事である委託業務については、14日）以内とする。

第5条（延滞違約金） 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

第6条（委託料） 委託業務に係る委託料（以下単に「委託料」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料（以下「前金払等委託料」という。）について、乙からの甲の定める様式による請求書（以下単に「請求書」という。）の提出があったときは、速やかに支払うものとする。

3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、提出日から40日以内の日までに支払うものとする。

4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときには、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微ではなく、乙の故意又は重大な過失によるものであったときには、適法な支払請求があったものとしないものとする。

第6条の2（工事又は測量に係る前金払） 乙は、公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事又は測量に

係る契約のうち、甲があらかじめ指定した契約については、同条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という）と履行期限を保証期限とする、同条第5項に規定する保証契約（以下「前金払保証契約」という。）を締結したときに限り、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の前払を請求することができる。ただし、その額は、甲の指定した額によるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 前2項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払い又は乙をして還付させることができる。

第6条の3（前金払保証契約の変更）乙は、契約金額が増減した場合又は契約内容の変更その他の理由により履行期限を延長した場合において、甲が必要と認める場合には、直ちに前金払保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

第6条の4（前払金の使用等）乙は、前払金を、次の各号に掲げる業務について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

- (1) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 工事その他 材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費等この契約において甲が必要と認める経費

第6条の5（前金払保証契約の解除）甲は、前金払保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

第7条（随時検査）甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。
2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

第8条（成果物）委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

- 2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権行使しない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

第9条（特許権等の使用）乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10条（特許権等の発明等）乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（知的財産権等の保証） 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権(特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利)等を侵害していないことを保証する。

- 2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

第12条（危険負担） この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

第13条（契約不適合責任） 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき(給付を要しない場合にあっては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合)は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、頭書の担保期間に問わらず、乙は前項の責任を負う。
3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

第14条（業務責任者） 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。
4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。
5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第15条（作業場所及び作業者の届出） 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

- 2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業人員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。
3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第16条（使用者としての責任） 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

- 2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

第17条（協力） 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

- 2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

第18条（機械器具等の使用） 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

- 2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を使用させる場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に使用させる場合には、対価を減額し、又は免除することができる。
- 3 乙は、前項の使用に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員を甲に支払わなければならない。
- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償で使用させることができる。また、「公益上特に必要があるときは」、対価を減額し、又は免除することができる。なお、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

第19条（施設の使用） 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる。

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等） 乙は、第18条第2項の規定により使用する機械器具等、同条第5項の規定により使用する設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

第21条（監督） 甲は、要綱 その他関係法令により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に

基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。

- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

第22条（調査等） 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第23条（監査） 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

- 2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

第24条（事故発生時の報告義務等） 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第25条（契約終了等の後の措置） 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復させなければならない。

- 3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙の責任と負担において当該紛争を解決する。

- 4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属しない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

第26条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
- (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (4) 第2条第2項、第6項及び第7項後段に違反したとき
- (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
- (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
- (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。
- (9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
- (10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認め

るとき。

- 2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第27条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

第28条（解除に伴う措置） 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。

- (1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合
- (2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第29条（個人情報等の保護） 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理

するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第30条（情報セキュリティポリシー等の遵守） 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市公園緑化協会情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、委託業務が個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

第31条（機密保持） 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、相手方が機密である旨指定して開示する情報及びこの契約の履行により生じる情報（以下、「機密情報」という。）を機密として取り扱い、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの
- (2) 開示を受けたときに既に自ら所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自らの責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず自らが独自に開発したことを証明し得るもの

2 甲が乙に機密である旨指定して開示する情報は、別表1（※契約ごとに指定し作成する）、乙が甲に機密である旨指定して開示する情報は、別表2（※契約ごとに指定し作成する）の通りである。なお、別表1及び別表2は甲乙協力し常に最新の状態を保つべく適切に更新するものとする。

3 甲及び乙は、相手方より開示された機密情報の管理につき、自ら保有する他の情報、物品等と明確に区別して管理するとともに、以下の事項を遵守する。

- (1) 機密情報の管理責任者及び保管場所を定め、善良なる管理責任者の注意をもって保管管理すること
- (2) 機密情報を取り扱う職員を必要最小限にとどめ、上記保管場所以外へ持ち出さないこと
- (3) 機密情報の管理責任者名、機密情報を取り扱う職員名及び機密情報に関する情報セキュリティ対策を、〇年〇月〇日までに相手方に報告し、報告内容に変更が生じた場合には、速やかに当該変更内容を相手方に報告すること
- (4) 前号にて報告した機密情報を取り扱う職員に対してこの契約の内容を周知徹底させ、機密情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん等を未然に防止するための措置を取ること
- (5) 甲の書面による承諾を得た場合を除き、機密情報を複写、複製せず、また、機密情報を開示、漏洩しないこと。ただし、政府機関又は裁判所の命令により要求された場合、その範囲で開示することが出来ること。なお、その場合には、相手方にその旨を速やかに通知すること
- (6) 機密情報はこの契約の目的の範囲でのみ使用すること
- (7) 事故発生時には直ちに相手方に対して通知し、事故再発防止策の協議には相手方の参加を認めること
- (8) 委託期間満了時又はこの契約の解除時、機密情報（(5)に基づく複写、複製を含む）を相手方に返却、又は自己で廃棄の上廃棄の証拠を相手方に報告すること
- (9) 前号にかかわらず、相手方から返却または廃棄を求められたときは、機密情報（(5)に基づく複写、複製を含む）を相手方に返却、又は自己で廃棄の上廃棄の証拠を相手方に報告すること
- (10) 甲及び乙は、相手方に対して、機密情報の以下の具体的管理状況に関する報告を求めることができること。この報告結果をもとに、甲及び乙が相手方の事務所における機密情報の管理状況を確認するために相手方の事務所への立入検査を希望する場合には、当該検査に協力すること。また、甲及び乙は相手方に対して是正措置を求めることができ、相手方はこれを実施するものとすること
 - ① この契約範囲外の加工、利用の禁止の遵守
 - ② この契約範囲外の複写、複製の禁止の遵守
 - ③ 情報セキュリティ対策状況

第32条（談合その他の不正行為に対する措置）乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約金として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約金として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第33条（暴力団等の排除に関する措置）甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
 - (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督責任を有する使用者)として使用し、又は代理人として選任していること。
 - (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等(以下「役員等」という。)が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団(暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用してすること。
 - (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報(以下「回答等」という。)に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額(契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。)の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、神戸市と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第34条(適正な賃金の支払に関する措置) 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- 3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する再委託先がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
- 4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額(契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。)の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は

構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第35条（重要な契約義務違反に対する措置） 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第2条第1項、第2項若しくは第6項の規定に違反したとき

(2) 第8条第3項の規定に違反したとき

(3) 第29条の規定に違反したとき

(4) 第30条の規定に違反したとき

2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第36条（損害賠償） 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。

3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金（又はこれに代わる担保）を充当することにより徴収できる。

4 第28条第2項により乙が違約金（契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保）の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

第37条（第三者の損害） 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第38条（違約金、延滞利息等） 第32条第1項及び第3項、第33条第3項、第34条第4項、並びに第35条第1項に規定する違約金は、第36条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

2 第32条第4項、第33条第5項、第34条第5項、並びに第35条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。

3 甲は、第5条、第32条第1項、第3項及び第4項、第33条第3項及び第5項、第34条第4項及び第5項、第35条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約金又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

第38条の2（相殺） 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に對して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

第39条（契約の変更等） 経済状勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不適当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第40条（専属的合意管轄その他雑則） この契約又はこの契約に 関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第41条（印紙税） 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

第42条（業者調査への協力） 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

第43条（疑義の解釈） この契約について、疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、関係法令及び要綱等によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

- 2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。